

鳥取県告示第468号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年10月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年8月12日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成23年8月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとりフィルムコミッション

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

清水 増夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市吉方温泉三丁目701

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、映画が文化的な意味を持つことを重視し、映画等のロケーション支援、映画祭、出前映画上映会等の事業を行い、多くの人々がロケ撮影、映画鑑賞会等に協力・支援・参加するとともに、映画関係者と交流し、映画を通して文化振興を図る。また、ロケ撮影による観光振興、経済効果を促し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

総会及び理事会の権能